

## 八代海の再生に関する鹿児島県計画

平成16年4月一部改訂  
平成17年4月一部改訂  
平成18年4月一部改訂  
平成19年5月一部改訂  
平成20年4月一部改訂  
平成21年4月一部改訂  
平成22年5月一部改訂  
平成23年6月一部改訂  
平成24年7月一部改訂  
平成25年8月一部改訂  
平成26年7月一部改訂  
平成27年6月一部改訂  
平成28年7月一部改訂  
平成29年8月一部改訂  
平成30年8月一部改訂  
令和元年8月一部改訂  
令和2年8月一部改訂  
令和3年12月一部改訂  
令和4年8月一部改訂  
令和5年6月一部改訂

本計画は、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第5条第1項に基づき、八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関し、国が定めた基本方針を踏まえて、本県において実施すべき施策について定めたものである。

### 1 八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する方針

#### (1) 趣旨

八代海は鹿児島県民のみならず全国民にとって貴重な自然環境及び水産資源の宝庫であり、その恩恵を県民が等しく享受し、後世の県民に継承すべきものである。

しかしながら、八代海においては、周辺の経済社会や自然環境の変化に伴い、水質の富栄養化や赤潮の増加等が懸念されている。

このため、本県においては、八代海を豊かな海として再生することを目途として、国及び関係県と協力して、海域の環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興を総合的かつ計画的に推進することとする。

#### (2) 目標

## ア 八代海の海域の環境の保全及び改善

八代海の本県海域については、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づき八代海南部海域として、昭和51年8月にCOD等に係る環境基準の類型指定を、また、平成11年5月には全窒素及び全リンに係る環境基準の類型指定を行い、水質常時監視を実施しているが、概ね環境基準を達成する良好な水質である。

今後とも良好な水質を維持し、環境基準を達成することを目標とする。

さらに、赤潮の発生及び貧酸素水塊の発生を抑制し、底生生物を含めた多様な生態系の保全を図るとともに、水質浄化機能を有し、生物の生息・生育地として重要な干潟等が現状よりできるだけ減少することがないように保全されることを目標とする。

## イ 八代海における水産資源の回復等による漁業の振興

八代海においては、小型まき網や吾智網等の網漁業、一本釣り漁業等が行われており、漁場環境の著しい悪化は見られていないが、漁獲量は若干減少傾向にある。

また、魚類、ノリ、ヒトエグサ等の養殖業も行われており、それぞれ収穫量に年変動はあるもののほぼ横ばいで推移している。特に魚類養殖業については、養殖漁場の水質、底質はほぼ横ばいの状況にあるが、赤潮が毎年発生し、年によっては大きな赤潮被害が発生している。

今後は、資源管理や栽培漁業並びに漁場整備等により資源の維持・増大を図るとともに、魚類養殖における汚濁負荷量削減のための取組を進め、海面漁業及び養殖業の生産が安定的・持続的に行われることを目標とする。

## 2 八代海の海域の環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興のための事項

### (1) 水質等の保全に関する事項

#### ア 汚濁負荷の総量削減に資する措置

八代海に流入する汚濁負荷の総量を削減するため、地域の実情に応じながら次の措置を講ずる。

#### (ア) 生活排水対策

生活排水対策としては、公共下水道、農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業及び合併処理浄化槽の整備等を一層促進する。

#### (イ) 事業場等排水対策

工場・事業場の排水については、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、鹿児島県公害防止条例（昭和46年鹿児島県条例第41号）及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和48年鹿児島県条例第21号）に基づき、排水規制を行う。

また、これらの排水規制を受けない小規模事業場等については、鹿児島県小規模事業場等排水対策指導指針に基づき、適切な排水処理等の指導を行う。

#### (ウ) 農業・畜産による汚濁負荷低減削減対策

農業生産活動に伴う環境負荷の低減を図るため、化学肥料・化学合成農薬の適正使用を指導するとともに、これらの使用量の低減に向けた取組を支援するなど環境と調和した農業を積極的に推進する。

さらに、家畜排せつ物については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促

進に関する法律（平成11年法律第112号）に基づく適正な管理がなされるよう、巡回指導等を徹底し、環境への汚濁負荷の低減を図る。

**(エ) 海面水産養殖による汚濁負荷削減対策**

魚類養殖に伴う汚濁負荷の低減のために、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）により関係漁協が定めた漁場改善計画や鹿児島県魚類養殖指導指針に基づき、放養密度や施設配置などの適正化、環境への負荷の少ない餌料や給餌方法への転換等、適正養殖を更に推進する。

さらに、生け簀等の各種養殖用資材の選定・使用に当たっては、環境への十分な配慮がなされるよう努めるものとする。

**イ 海域等の直接浄化対策**

**(7) 漂流物の除去，海岸漂着物の処理等**

海上において漂流し、あるいは海浜に漂着するごみ、油等については、国と連携して調査観測兼清掃船等による回収処理を推進するとともに、海面、海浜における投棄に対する取締の強化、海浜清掃の実施を図る。

あわせて、住民等への広報活動、清掃活動への住民参加の推進等を通じ海面・海浜の美化意識の向上に努めるものとする。特に、海洋漂着物等については、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号）及び鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、関係者の適切な役割分担と幅広い連携・協力の下で、漂着物等の円滑な処理とその効果的な発生抑制を図るための施策を推進する。また、近年頻発する豪雨等に伴い発生する漂流・漂着ごみの円滑かつ迅速な処理を推進する。

また、地元自治体や流域住民とも連携して海域に流入する河川等における清掃等の実施にも努める。

**(イ) 覆土・しゅんせつ等による底質の改善**

汚泥等が堆積している海域の把握と原因の解明に努め、必要に応じて覆土、しゅんせつ、海底耕うん等の対策を行う。

**(ウ) 藻類養殖等による栄養塩類の低減**

海中の栄養塩類の回収のために、ノリ、ヒトエグサ、ワカメ等の藻類養殖等を促進する。

**ウ その他**

**(7) 有害化学物質等の規制及び把握等**

水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に基づく排水規制により、有害化学物質等に係る水質及び底質の環境基準の達成を図るとともに、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法（平成11年法律第86号）に基づき、排出量の把握・管理を促進する。

**(イ) 水質等の監視測定**

公共用水域の水質・底質の状況及び汚濁負荷量の状況等を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講じるため、当該海域や流入河川の定期的な水質・底質の監視測定を実施する。また、国の調査観測兼清掃船との連携を図るものとする。

**(2) 干潟等の浄化機能の維持及び向上に関する事項**

出水市の干拓地前面をはじめとする干潟等については、その重要性に鑑み、適切に保全していくものとする。

### (3) 河川における流況の調整及び土砂の適正な管理に関する事項

八代海に流入する河川の流況について、その流況の把握に努める。

### (4) 河川、海岸、港湾及び漁港の整備に関する事項

#### ア 河川の整備に関する事項

八代海に流入する河川においては、生態系に配慮した環境の保全や自浄能力の維持・保全の観点から、多自然川づくり等の環境に配慮した河川等の改修に取り組む。

#### イ 海岸の整備に関する事項

八代海沿岸の海岸においては、生態系に配慮した環境の保全や自浄能力の維持・向上、さらには住民の利用等に充分配慮しつつ海岸保全施設等の整備に努める。

#### ウ 港湾の整備に関する事項

港湾区域内における海水浄化能力の向上や海水交換の促進により水質等の保全及び改善が図られるよう配慮しつつ、干潟・藻場の保全・再生、緑地の整備等や港湾施設の整備に努める。

また、覆土等が実施される場合は、航路しゅんせつ等で生じる土砂の有効活用も配慮するものとする。

#### エ 漁港の整備に関する事項

漁港と漁場を水産資源の増殖から漁獲、陸揚げ、流通・加工までの一貫した水産物供給システムの基盤としてとらえ、大きな潮位差等の地域特性への配慮に加え周辺環境との調和を図りつつ、漁業活動の円滑化、就労環境・衛生環境の改善等を図るため、漁港施設、漁港関連道等の整備及び漁港水域環境の改善を推進する。

### (5) 森林の機能の向上に関する事項

造林、保育、林道の整備等の計画的な森林整備や、荒廃山地の復旧整備等を通じて保安林等を適正に保全するためのきめ細かな治山対策、併せて漁場保全のための森林づくりを推進するとともに、地域住民等多様な主体の参加と連携による県民参加の森林づくり等の推進に努めるなど、重視すべき機能に応じた適切な森林の整備・保全を図り、八代海に流入する河川流域の森林の有する多面的機能を将来にわたり持続的に発揮させる。

### (6) 漁場の生産力の増進に関する事項

八代海における漁場の生産力の増進を図るため、次の措置を講じ、漁場環境の改善を図る。なお、事業の実施の際には、その効果を高めるため、指定地域内の状況の違いに配慮しつつ、水産動物の種苗の放流等の関連事業との連携や熊本県等との連携を十分図るものとする。

#### ア 堆積物の除去、覆砂、耕うん等

八代海においては、深い入り江等地形的条件や魚類養殖等から底質環境が悪化している漁場も一部に見られることから、必要に応じて堆積物の除去や覆砂等の実施により漁場としての効用の回復を図るとともに、環境収容力に見合った適正な養殖

を推進する。

また、藻場の造成等を推進するとともに、その事業効果の持続性を更に高めるための技術開発を進める。

#### イ 海浜の清掃

海浜に集積する流木や、空き缶、プラスチック等の生活廃棄物等をボランティア等の協力も得ながら除去・回収し、漁場環境の保全を図る。

### (7) 水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項

八代海における増殖及び養殖の推進を図るため、次の措置を講じることとし、その実施に当たっては、指定地域内の状況の違いに配慮しつつ、熊本県との十分な協議・連携を図るものとする。

#### ア 増殖の推進

##### (7) 水産動物の種苗の放流

マダイ、ヒラメ、クルマエビ、アワビ等の維持増大を図るため、生態系に配慮しつつ放流を推進する。

また、必要に応じて熊本県との連携による共同放流事業に取り組むとともに、漁場の整備・保全等の関連事業との連携を図り、放流の方法・時期、放流効果の調査等について十分検討を行い、栽培漁業の定着化に努めるものとする。

さらに、放流事業の低コスト化を進めるため、関係種苗生産機関における技術交流や生産の分担化等の連携を深める。

##### (4) 資源管理の推進

地域の実情及び対象生物の特性に応じた資源管理を推進するため、漁業実態を的確に把握するとともに、資源管理型漁業の推進、漁業規制（休漁期間、禁漁区等）や漁業許可・漁業権制度の的確な運用に努める。

#### イ 養殖の推進

##### (7) 漁場環境に配慮した養殖の推進

八代海におけるノリ、ヒトエグサ、魚類等の養殖業の持続的な振興を図るため、養殖漁場の改善や環境収容能力に応じた養殖の実施、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画の実践や、鹿児島県魚類養殖指導指針の遵守等を通じて、漁場環境に配慮した養殖業の推進を図る。

また、赤潮については、熊本県等の関係機関との連携を深めてモニタリング体制を強化するほか、有害赤潮の発生予察技術の開発、防除技術の開発等の推進により、被害の軽減を図る。

##### (4) 酸処理剤の適切な使用

北さつま漁業協同組合管内のノリ養殖においては、酸処理剤を使用しない養殖の普及拡大を図るとともに、やむを得ずノリの品質向上等のために使用する酸処理剤及び肥料等の養殖資材の使用に当たっては、海域の環境の保全、生産物の健全性等に適切に配慮して行うものとする。

#### ウ 漁場の施設の整備

漁港整備との一体性を配慮しつつ、次の漁場の施設の整備を推進する。事業の実施に当たっては、より効果を高めるため、種苗放流、資源管理の推進及び持続的養殖生産確保のための取組と十分な連携を図るものとする。

(7) 魚礁の整備

魚類の蟄集，発生及び生育が効率的に行われ生産性が高い漁場を造成するため，八代海の海域特性を考慮した魚礁の整備を推進する。

(イ) 増養殖施設等の整備

八代海の水産動植物の発生及び生育に適した環境を整備するため，藻場や増養殖施設及び栽培漁業施設の整備，養殖漁場の水域環境の改善等を推進する。

(8) 有害動植物の駆除に関する事項

漁業活動にとって有害なカモ等の動植物により，有用な水産動植物の生育・繁殖や漁場の利用が阻害され，漁場としての効用が低下している水域において，これら有害動植物による被害の防除等を行うことにより，漁場環境を良好な状態に保全する。

(9) その他

ア 海域の環境の保全及び改善に関する事項

(7) 開発行為における環境への配慮

一定規模以上の公有水面埋立や干拓等の事業の実施に当たっては，環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び鹿児島県環境影響評価条例（平成12年鹿児島県条例第26号）に基づき適切な環境影響評価を行い，環境への影響の回避・低減を検討するとともに，必要に応じ適切な代償措置を検討する。

また，法や条例の対象でない事業の実施に当たっては適切な工法の採用等により，環境への影響の低減に努める。

(イ) 自然公園等の保全

自然公園については，自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき，長島，獅子島等の海岸地帯が雲仙天草国立公園に指定されている。これらの地域においては，適正に保全されるよう関係法令に基づく規制の徹底と管理の充実に努めるものとする。

(ウ) 海砂利採取について

本県八代海域においては，海砂利を採取していない。

イ 漁業の振興に関する事項

(7) 共同利用施設の整備

効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図るため，漁業生産活動及び流通の合理化等を支援する共同利用施設の整備を推進する。

(イ) 生活環境の整備

多くの離島を有する八代海の漁村において，豊かで住みよい漁村を形成し，都市と漁村の共生・対流を促進していくため，漁村における生活環境の整備を促進する。

(ウ) 漁港における遊漁船等の対策

円滑な漁業生産活動と漁港の適正な利用を確保するため，漁船と遊漁船等との漁港利用の適正化のための話し合い等を促進する。

(イ) 赤潮等の漁業被害に係る支援等

赤潮などによる漁業被害が発生した場合には，経営に影響を受ける水産業者その他の関係事業者に対し，必要な資金の確保又はその融通のあっせんに努める。

また、漁業経営の安定を図るため、赤潮等による漁業被害の発生に備えて漁業共済への加入を積極的に促進する。

#### ウ 知識の普及と情報開示

八代海の環境保全対策を推進するためには、国、地方公共団体等がその責務を果たすことはもちろんのこと、地域の住民や民間団体及び八代海を利用する人々の正しい理解と協力が不可欠であることから、海域の環境保全に関する知識の普及及び意識の高揚を図るものとする。

また、県計画に基づく各種施策の実施に際しては、透明性を確保することとし、その実施状況、効果等を適切に把握・評価するとともに、各種の啓発普及活動を通じて周知を図る。また、各種調査結果については、可能な限り早期に公表する。

### 3 八代海の海域の環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興のための調査研究に関する事項

#### (1) 調査研究の実施

八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興を図るため、国及び関係県等と連携し、次の調査研究を実施する。

なお、調査研究の実施に当たっては、地域や季節によって状況が大きく異なる同海域の特性を十分に踏まえることとする。

#### ア 赤潮、貧酸素水塊等の発生機構等に関する調査研究

八代海において発生する赤潮の原因となる有害プランクトン等の特性に関する調査研究を進める。

また、赤潮の発生状況を把握し、その発生機構の解明、予察技術の開発や被害軽減方策に関する調査研究を進める。

#### イ 環境と水産資源との関係に関する調査

八代海におけるノリ養殖漁場の環境調査を必要に応じて行う。

#### ウ その他海域の環境に関する調査研究

汚濁負荷の少ない魚類養殖用配合飼料の開発を進める。

#### エ その他水産資源に関する調査

マダイ、ヒラメの種苗放流の効果調査を実施する。

#### (2) 調査研究体制の整備等

#### ア 調査研究体制の整備

漁業者等との連携を進めるとともに、国、大学及び関係県等の間の連携・協力を強化する。また、研究成果等の情報交換を円滑に実施するためのネットワーク及びデータベースの構築に積極的に参加する。

#### イ 研究開発の推進と成果の普及

調査研究の成果等のデータベースを活用し、情報の共有化と情報収集の効率化に努めることにより、研究開発の成果の迅速な普及を図る。

#### ウ 研究者の養成等

研究者の調査研究能力の向上を図ることを目的とした研修会やシンポジウム等への参加等により、人材育成に努める。

#### 4 八代海の海域の環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興のための事項に係る事業の実施に関する事項

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律第5条第2項第3号に掲げる各項目について、平成14年度以降実施し、又は実施を予定している事業は以下のとおりである。

なお、今後、財政状況や事業の実施状況をみながら、事業の内容や採択の要件も含めて更に検討し、必要に応じて見直すものとする。



(別表)

ア 下水道, 浄化槽その他排水処理施設の整備に関する事業

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	所管省庁
出水市(旧出水市)公共 下水道事業	全体計画 計画面積 1,052ha 計画人口 25,000人 計画汚水量 16,950m <sup>3</sup> /日	出水市 (旧出水市)	出水市 (旧出水市)	S54~R10	国土交通省
出水市(旧高尾野町) 特定環境保全公共下水 道事業	全体計画 計画面積 441ha 計画人口 9,800人 計画汚水量 5,900 m <sup>3</sup> /日	出水市 (旧高尾野町)	出水市 (旧高尾野町)	H5~R10	国土交通省
団体営農業集落排水事 業	終末処理施設 474ト/日 管路施設 12,347m 計画人口 1,580人	出水市 (旧高尾野町) 江内中央地区	出水市 (旧高尾野町)	H10~14	農林水産省
漁業集落環境整備事業	集落排水施設 一式 集落道 1,455m 防災安全施設 一式 計画人口 185人	長島町 (旧東町) 三船地区	長島町 (旧東町)	H14~22	水産庁

(浄化槽関連)

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	所管官庁
浄化槽市町村整備推進 事業	全体計画(平成18~22年度分) 整備基数 305基 処理人口 903人	長島町 (旧長島町)	長島町 (旧長島町)	H15~23	環境省
浄化槽設置整備事業	全体計画(令和2~令和6年度分) 整備基数 306基 処理人口 949人	阿久根市	阿久根市	H6~	環境省
	全体計画(令和3~令和7年度分) 整備基数 150基 処理人口 296人	出水市	出水市	H元~	環境省
	全体計画(令和2~令和6年度分) 整備基数 330基 処理人口 990人	長島町	長島町	H14~	環境省

イ 海域の環境の保全及び改善に関する事業

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	所管省庁
海洋環境整備事業	調査観測兼清掃船による浮遊ごみ回収 及び環境調査 (事業対象海域3,728km <sup>2</sup> )	八代海等海域	国	H14~	国土交通省

海岸漂着物地域対策推進事業	海岸漂着物等の回収・処理や発生抑制対策	八代海を含む県内各海岸	県	H27～	環境省
---------------	---------------------	-------------	---	------	-----

## ウ 河川，海岸，港湾，漁港及び森林の整備に関する事業

(河川の整備に関する事業)

事業概要等		事業実施箇所	事業主体	所管
河川改修事業	野田川において，河川の環境保全や自然浄化機能の維持・保全を図るため，多自然川づくり等の考え方に基づき改修に取り組む。	野田川	鹿児島県	国土交通省

(海岸，港湾，漁港及び森林の整備に関する事業)

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	所管省庁
地方創生整備推進交付金 (港整備交付金事業)	浮棧橋 1基	長島町(旧東町) 獅子島港(立石地区)	長島町	H28～30	内閣府 (国土交通省)
	物揚場(-2.0m)(改良) 50m 臨港道路(改良) 92m	長島町(旧東町) 獅子島港(湯ノ口地区)	長島町	H28～29	内閣府 (国土交通省)
	防波堤(改良) 138.5m	長島町(旧東町) 獅子島港(柏栗地区)	長島町	H29～R1	内閣府 (国土交通省)
	防波堤 110m 浮棧橋 4基 護岸(防波) 85m 船揚場 20m	長島町(旧東町) 長島港	長島町	H29～R7	内閣府 (国土交通省)
	物揚場(-2.0m)(改良) 90m 臨港道路(改良) 90m 可動橋(改良) 1基	長島町(旧東町) 片側港	県	H28～R5	内閣府 (国土交通省)
	浮棧橋(新設) 1基 道路(改良) 85m	長島町(旧東町) 伊唐北漁港	長島町	H29～R2	内閣府 (水産庁)
	防波堤(新設) 120m 防砂堤(新設) 100m 浮棧橋(新設) 1基	長島町(旧長島町) 汐見漁港	長島町	R3～R7	内閣府 (水産庁)
	浮棧橋(新設) 1基	長島町(旧東町) 葛輪漁港	県	R5～R7	内閣府 (水産庁)

	物揚場(-3.0m)(改良) 浮棧橋	90m 1基	長島町(旧東町) 宮之浦港	県	H28~R7	内閣府 (国土交通 省)
広域漁港整備事業	防波堤 浮棧橋	210m 1基	長島町(旧東町) 幣串漁港	県	H13~20	水産庁
	防波堤 物揚場 用地	190m 80m 2,200㎡	長島町(旧長島 町)茅屋漁港	県	H13~19	水産庁
	防波堤 物揚場 浮棧橋 岸壁 道路	150m 125m 1基 70m 175m	長島町(旧東町) 葛輪漁港	県	H17~R5	水産庁
	防波堤(改良) 物揚場(改良) 浮棧橋	393m 283m 2基	長島町(旧東町) 薄井漁港	県	H19~29	水産庁
	防波堤 岸壁(改良) 物揚場(改良) 道路(改良)	96m 70m 140m 154m	長島町茅屋漁港	県	H29~R5	水産庁
	防波堤(新設) -3.0m泊地(新設) 浮棧橋 -3.0m岸壁(改良) -3.0m岸壁(新設) 道路(改良) 道路(新設) 用地(新設) 用地護岸(新設) 加工場(撤去・新設) 荷さばき所(改良)	30m 5,740㎡ 3基 230m 123m 880m 437m 15,165㎡ 21m 1式 1式	長島町(旧東町) 薄井漁港	県	H30~R13	水産庁
	地域水産基盤整備事業	浮棧橋 臨港道路(改良)	1基 500m	長島町(旧東町) 幣串漁港	県	H24~26
防波堤(改良) 浮棧橋		100m 1基	長島町茅屋漁港	県	H30~R2	内閣府 (水産庁)
防波堤 浮棧橋 道路(改良)		200m 1基 300m	長島町(旧東町) 幣串漁港	県	H27~R4	水産庁
トイレ		1棟	長島町(旧東町) 茅屋漁港	県	R1	水産庁

漁港関連道整備事業	道路	590m	長島町(旧東町) 葛輪漁港	県	H24~R5 <del>4</del>	水産庁
市町村地域水産基盤整備事業	護岸	13m	長島町(旧長島町) 蔵之元漁港	長島町 (旧長島町)	H13~18	内閣府 (水産庁)
	道路	64m				
	用地	6,490㎡	長島町(旧長島町) 蔵之元漁港	長島町 (旧長島町)	H21~25	内閣府 (水産庁)
	防波堤	80m				
	護岸	20m				
	物揚場	100m	長島町(旧東町) 三船漁港	長島町 (旧東町)	H14~20	内閣府 (水産庁)
	物揚場	77m				
浮棧橋	1基					
用地	6,034㎡	長島町 伊唐北漁港	長島町	H29~R2	内閣府 (水産庁)	
浮棧橋	1基					
道路	85m	出水市野口漁港	出水市	H30	水産庁	
航路	1,402㎡					
浮棧橋	1基	長島町	長島町	H30	水産庁	
水産基盤機能保全事業	沖防波堤(保全工事)	120m	出水市(旧出水市) 名護漁港	県	H22~28	水産庁
	護岸(保全工事)	120m				
	物揚場(保全工事)	437m				
	橋梁(保全工事)	295m	長島町(旧東町) 薄井漁港	県	H23~R2	水産庁
	浮棧橋(保全工事)	2基				
	防波堤(保全工事)	80m	長島町(旧東町) 幣串漁港	県	H26~30	水産庁
	臨港道路(保全工事)	1,384m				
浮棧橋(保全工事)	2基					
物揚場(保全工事)	293m	出水市名護漁港	県	H29~R5	水産庁	
護岸(保全工事)	50m					
航路(保全工事)	10,910㎡					
泊地(保全工事)	29,562㎡					
防波堤(保全工事)	20m	長島町(旧東町) 葛輪漁港	県	H30~R5 <del>R2</del>	水産庁	
物揚場(保全工事)	105m					
浮棧橋(保全工事)	50m					
防波堤(保全工事)	300m	長島町(旧東町) 茅屋漁港	県	R4~R7	水産庁	
防砂堤(保全工事)	14m					
護岸(保全工事)	13m					
物揚場(保全工事)	170m					
泊地(保全工事)	6,407㎡					
市町村水産基盤機能保全事業	防砂堤(保全工事)	210m	出水市野口漁港	出水市	H28~R2	水産庁
導流堤(保全工事)	27m					
護岸(保全工事)	63m					

	物揚場（保全工事） 航路・泊地 （保全工事）	130m 49,387m <sup>3</sup>				
漁港機能高度化事業	防波堤 浮棧橋（補修）	262.5m 1基	出水市（旧出水市） 名護漁港	県	H13～16	水産庁
	防波堤 岸壁（改良） トイレ	90m 70m 1棟	長島町（旧東町） 茅屋漁港	県	H27～28	水産庁
	防波堤 物揚場 用地	65m 40m 850m <sup>2</sup>	長島町（旧東町） 観音（合戦場） 漁港	長島町 （旧東町）	H25～R1	水産庁
漁港漁村活性化対策事業	護岸（改良） 用地	80m 180m <sup>2</sup>	長島町（旧東町） 大島漁港	長島町 （旧東町）	H21	水産庁
	浮棧橋	1基	出水市（旧出水市） 名護漁港	県	H21	水産庁
	トイレ	1棟	長島町（旧東町） 薄井漁港	長島町 （旧東町）	H21	水産庁
	航路泊地（除砂）	2,100m <sup>3</sup>	出水市（旧出水市） 野口漁港	出水市 （旧出水市）	H25	水産庁
森林居住環境整備事業	林道開設	L=22,244m W=5.0m	出水市 （旧出水市）	県	H元～25	林野庁
森林環境保全整備事業	林道開設	L=12,709m W=3.5～5.0m	阿久根市 長島町（旧東町）	県 長島町 （旧東町）	H7～23	林野庁
	林道改良	L=18,500m W=4.0～5.0m	阿久根市 長島町（旧東町）	県 長島町 （旧東町）	H10～31	林野庁
	林道舗装	L=10,281m W=4.0m	阿久根市	県	H17～23	林野庁
	人工造林 下刈り 除間伐	47ha 1,067ha 3,556ha	出水市 阿久根市 長島町	市町，森林組合， 森林所有者等	H14～21	林野庁
森林居住環境整備事業	人工造林 下刈り 除間伐	20ha 52ha 854ha	出水市 阿久根市 長島町	市町，森林組合	H18～22	林野庁
県単緊急間伐実施事業	高齢級の除間伐 木筋工による林床保全整備	48ha 91ha	出水市 阿久根市 長島町	市町，森林組合， 森林所有者等	H14～16	県
間伐等森林環境整備事業	幼齡林の保育 機能増進間伐 高齢級間伐	51ha 64ha 135ha	出水市 阿久根市 長島町	森林組合等	H17～21	県

森林環境整備事業等	間伐 人工造林	173ha 4 ha	出水市 阿久根市 長島町	森林組合等	H22～26	県
未来につなぐ森林づくり推進事業	除伐・つる切り 間伐 強度間伐 補完植栽 人工造林	28ha 346ha 5ha 1ha 19ha	出水市 阿久根市 長島町	森林組合等	H27～R5 <del>9</del>	県
保安林整備事業	改植 本数調整伐 下刈り 除伐	5箇所 9箇所 6箇所 2箇所ほか	出水市 長島町	県	H14～22	林野庁
漁場保全関連特定森林整備事業	谷止工 床固工 土留工 本数調整伐	2.0基 5.0基 6.0個 27.89haほか	出水市 阿久根市	県	H19～20	水産庁
	人工造林 下刈り 除間伐 枝打ち	5ha 43ha 279ha 17ha	出水市	市, 森林組合, 森林所有者等	H19～21	水産庁
森林環境保全整備事業	人工造林 下刈り 除間伐 枝打ち	1ha 30ha 377ha 4ha	出水市 阿久根市 長島町	市, 森林組合, 森林所有者等	H22	林野庁
森林環境保全直接支援事業	人工造林 下刈り 保育間伐 間伐 枝打ち	60ha 122ha 114ha 1,703ha 36ha	出水市 阿久根市 長島町	市, 森林組合, 森林所有者等	H23～R3 <del>9</del>	林野庁
森林整備・林業木材産業活性化推進事業	除間伐	1,100ha	出水市 阿久根市 長島町	市町, 森林組合等	H21～27	林野庁
	間伐材生産	433ha	出水市 阿久根市 長島町	市町, 森林組合等	H28～R5	林野庁

## エ 漁場の保全及び整備に関する事業

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	所管省庁
出水地区漁港漁場機能高度化事業	魚礁設置 1,371空m <sup>3</sup>	出水市(旧出水市) 名護地先	出水市 (旧出水市)	H14	水産庁
伊唐地区漁港漁場機能高度化事業	魚礁設置 1,511空m <sup>3</sup>	長島町(旧東町) 伊唐地先	長島町 (旧東町)	H14	水産庁
出水地区漁港漁場機能	魚礁設置 1,400空m <sup>3</sup>	出水市(旧出水市)	出水市	H15	水産庁

高度化事業		出水市名護地先	(旧出水市)		
幣串地区広域漁港整備事業	魚礁設置 1,484空m <sup>3</sup>	長島町(旧東町) 御所之浦地先	長島町 (旧東町)	H16	水産庁
茅屋地区広域漁港整備事業	魚礁設置 1,291空m <sup>3</sup>	長島町(旧長島町) 茅屋地先	長島町 (旧長島町)	H16	水産庁
福ノ浦地区広域漁港整備事業	魚礁設置 1,975空m <sup>3</sup>	長島町(旧長島町) 福ノ浦地先	長島町 (旧長島町)	H18	水産庁
幣串地区広域漁港整備事業	魚礁設置 1,728空m <sup>3</sup>	長島町(旧東町) 片側地先	長島町 (旧東町)	H19	水産庁
赤潮対策底質改善実証事業	赤潮発生を防止するための底質改善工法による実証 4.5ha	長島町(旧東町) 伊唐湾, 脇崎地先	県	H23	水産庁
水域環境保全創造事業	着底基質設置 0.2ha	長島町(旧東町)	長島町 (旧東町)	H26~27	水産庁
さつま地区水産環境整備事業	増殖礁設置 約1.0ha	出水市 長島町(旧東町)	県	H26~29	水産庁
さつま地区水産環境整備事業	増殖礁設置 約0.1ha	長島町(旧東町)	県	H30~R6	水産庁
さつま地区水産環境整備事業	浮消波堤整備 208m	長島町(旧東町)	県	H30~R6	水産庁